

令和6年度第14回 契約・調達委員会 審査概要

<p>開催日時 及び場所</p>	<p>令和6年5月10日（金）13:30～14:43 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 公益財団法人日本陸上競技連盟内 A会議室/オンライン</p>												
<p>出席委員</p>	<table border="0"> <tr> <td>世界陸上財団 事務次長（委員長）</td> <td>川瀬 航司</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>原澤 敦美</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>黒石 匡昭</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 企画部長</td> <td>白石 正樹</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 財務部長</td> <td>前山 琢也</td> </tr> <tr> <td>世界陸上財団 業務開発部長</td> <td>小林あかね</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（敬称略・6名）</p>	世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司	弁護士	原澤 敦美	公認会計士	黒石 匡昭	世界陸上財団 企画部長	白石 正樹	世界陸上財団 財務部長	前山 琢也	世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね
世界陸上財団 事務次長（委員長）	川瀬 航司												
弁護士	原澤 敦美												
公認会計士	黒石 匡昭												
世界陸上財団 企画部長	白石 正樹												
世界陸上財団 財務部長	前山 琢也												
世界陸上財団 業務開発部長	小林あかね												
<p>審査案件</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="95 866 215 990"> <p>案件 1</p> </td> <td data-bbox="215 866 1416 990"> <p>東京2025世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="95 990 215 1100"> <p>契約方法</p> </td> <td data-bbox="215 990 1416 1100"> <p>スポンサー供給優先権に基づく特別契約</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="95 1100 215 2055"> <p>概要</p> </td> <td data-bbox="215 1100 1416 2055"> <p>○ 世界陸上大会における宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算などの業務を委託</p> <p>○ 主な委託内容は以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>計画・準備業務</td> <td>宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など</td> </tr> <tr> <td>運営業務</td> <td>大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営</td> </tr> <tr> <td>大会後業務</td> <td>利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算</td> </tr> </table> <p>○ 令和6年3月19日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）により供給優先権を有する近畿日本ツーリスト(株)と契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結</p> <p>○ 契約期間：契約締結日から2025年12月19日まで</p> </td> </tr> </table>	<p>案件 1</p>	<p>東京2025世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託</p>	<p>契約方法</p>	<p>スポンサー供給優先権に基づく特別契約</p>	<p>概要</p>	<p>○ 世界陸上大会における宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算などの業務を委託</p> <p>○ 主な委託内容は以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>計画・準備業務</td> <td>宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など</td> </tr> <tr> <td>運営業務</td> <td>大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営</td> </tr> <tr> <td>大会後業務</td> <td>利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算</td> </tr> </table> <p>○ 令和6年3月19日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）により供給優先権を有する近畿日本ツーリスト(株)と契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結</p> <p>○ 契約期間：契約締結日から2025年12月19日まで</p>	計画・準備業務	宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など	運営業務	大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営	大会後業務	利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算
<p>案件 1</p>	<p>東京2025世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託</p>												
<p>契約方法</p>	<p>スポンサー供給優先権に基づく特別契約</p>												
<p>概要</p>	<p>○ 世界陸上大会における宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算などの業務を委託</p> <p>○ 主な委託内容は以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>計画・準備業務</td> <td>宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など</td> </tr> <tr> <td>運営業務</td> <td>大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営</td> </tr> <tr> <td>大会後業務</td> <td>利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算</td> </tr> </table> <p>○ 令和6年3月19日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）により供給優先権を有する近畿日本ツーリスト(株)と契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結</p> <p>○ 契約期間：契約締結日から2025年12月19日まで</p>	計画・準備業務	宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など	運営業務	大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営	大会後業務	利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算						
計画・準備業務	宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など												
運営業務	大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営												
大会後業務	利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算												

審査案件	案件 2	東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター（放送・エンゲージメントサービス）スポンサーシップ契約			
	契約方法	特別契約			
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する。 ○ スポンサー契約については、原則、一般競争入札の方法より事業者を選定するが、本カテゴリーについては、昨年12月に締結したカテゴリーリリース契約において、「WAのメディアパートナーであり、日本国内における本大会の公式放送局であるTBSにのみ付与できる」旨が規定されていることから、スポンサー契約規則に基づき、特別契約により契約締結する。 ○ 協賛基準額（予定価格）は、一般競争入札における東京2025プリンシパルサポーターと同様の3億円（税抜）とする。 ○ 契約期間：契約締結日から2025年12月21日まで 			
審査案件	案件 3	東京2025世界陸上サポーター（電気公共サービス・ガス・ガス公共サービス）スポンサーシップ契約			
	契約方法	一般競争入札			
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する ○ 契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用する ⇒ カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額（予定価格）以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結 ○ 各カテゴリーの対象となる製品/サービスや供給優先権によって発生する調達内容は以下のとおり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">カテゴリーの対象となる製品/サービス</th> <th style="width: 40%;">供給優先権によって発生する調達（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 電気公共サービス (2) ガス (3) ガス公共サービス</td> <td style="text-align: center;">○ なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約期間：契約締結日から2025年12月21日まで 	カテゴリーの対象となる製品/サービス	供給優先権によって発生する調達（予定）	(1) 電気公共サービス (2) ガス (3) ガス公共サービス
カテゴリーの対象となる製品/サービス	供給優先権によって発生する調達（予定）				
(1) 電気公共サービス (2) ガス (3) ガス公共サービス	○ なし				

審査案件	案件 4	東京2025 世界陸上サポーター（イベント医療サービス）スポンサーシップ契約				
	契約方法	一般競争入札				
	概要	<p>○ スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、世界陸上の収入確保を図るため、スポンサーシップ権を販売する</p> <p>○ 契約方法は、「公募などの透明性の高いオープンで新しい手法を採用する」との販売方針のもと、一般競争入札を原則として採用する ⇒ カテゴリーごとに公募の上、協賛金額による入札を実施し、協賛基準額（予定価格）以上の価格で、最高の価格を提示した者と契約締結</p> <p>○ 各カテゴリーの対象となる製品/サービスや供給優先権によって発生する調達内容は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリーの対象となる製品/サービス</th> <th>供給優先権によって発生する調達（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) イベントで使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理 (2) イベントにおける医務室、フィジオルーム等の運営 </td> <td> (1) 医務室等で使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理等 (2) 医務室、フィジオルーム等の設営及び撤去 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 契約期間：契約締結日から2025年12月21日まで</p>		カテゴリーの対象となる製品/サービス	供給優先権によって発生する調達（予定）	(1) イベントで使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理 (2) イベントにおける医務室、フィジオルーム等の運営
カテゴリーの対象となる製品/サービス	供給優先権によって発生する調達（予定）					
(1) イベントで使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理 (2) イベントにおける医務室、フィジオルーム等の運営	(1) 医務室等で使用する医療機器及び医薬品等の調達・管理等 (2) 医務室、フィジオルーム等の設営及び撤去					
審査結果	案件 1～4 について、契約手続前（入札説明書、仕様の内容、契約方法、予定価格等）の審査を実施し、了承された。					
委員の 主な意見 (要旨)	<p>(案件 1 について)</p> <p>○ 黒石委員</p> <p>専門的な知見を有するコンサル会社による予定価格案の作成について、人件費の単価設定で、リーダー、スタッフ、アシスタントの区分で日額単価を算出しているが、会社としての適正利益はどこに含まれているのか。経費率のところに含まれているのか。</p> <p>⇒ 所管部</p> <p>会社としての利益は、この人件費の単価とは別に計上している。具体的には、一般管理費に計上しているものと認識している。</p>					

委員の
主な意見
(要旨)

○原澤委員

スポンサーの供給優先権に基づく特別契約は、価格競争が働かないため、予定価格を適正に算出することが非常に重要だと指摘してきたが、今回、このように客観的に数字の説明ができるような予定価格を積算できたことは良いことだと思う。

一方で、費用等の問題があるため難しい面もあると思うが、予定価格案の積算をコンサル会社1社のみによりに依拠して大丈夫か。

⇒ 所管部

ご指摘のとおり、複数のコンサル会社による予定価格案の積算を検証できれば、より客観性を保てると思うが、一方で、コンサル会社による積算にはそれ相応の費用がかかるため、予算的な観点から今回は1社に積算を依頼した。

ただ、契約したコンサル会社とは、財団として様々な視点から議論を重ねており、より客観的な予定価格案を算出してもらうようにしている。また、その価格案を参考に財団としての独自の精査や修正を行い、適切な予定価格を算出している。

○原澤委員

供給優先権に基づく特別契約において、スポンサー企業が、財団が予定する委託業務の一部のみの受託を希望した場合には、一部を切り出して契約を締結することになるのか。

⇒ 事務局

複数の業務内容を発注するときは、その業務の関連性、例えば3つの業務を1つの仕様書に盛り込むときは、業務の関連性を勘案して委託内容を定めることになる。

仮に複数の委託業務のうち、一部を受注した会社が対応できない場合には、その部分のみを下請け等に再委託して対応するのが一般的だと思われる。

○黒石委員

本日の議論を聞いて、本件について適正であるという心証を得た。ただ一方で、このようなスポンサー企業との特別契約において予定価格を決めるのは本当に難しい面もあると感じている。コンサル会社の積算を鵜呑みにすることなく、財団としても独自に精査・修正を行っている点は評価できる。

(案件2について)

○原澤委員

スポンサー候補企業のTBSは、既にワールドアスレティックス(WA)のメディアパートナーとなっているが、別途、本件のスポンサー契約を締結する理由は何か。

⇒ 所管部

確かにTBSは既にWAのメディアパートナーという地位を有しており、大会ロゴを使用する権利等も持っているが、例えば、過去の大会において、TBSがテレビ中継をした際に、競技会場に空席が目立つという経験をしたこともあるので、2025年の自国開催の際には競技会場を観客で満席にすることや、大会に向けた機運の盛り上げに向けて財団と一緒に取り組みたいという強い思いがあると聞いている。

このため、今回のスポンサー契約の協賛基準額は3億円以上であるが、それを満たす協賛金を出してスポンサーになる意欲を持っていると思われる。

○原澤委員

スポンサーが得る供給優先権のパッケージの中に「マスコット開発」があるが、この業務を今回の「放送・エンゲージメントサービス」のカテゴリーに含むことは妥当といえるのか。

⇒ 所管部

「マスコット開発」については、確かに放送カテゴリーとの関連性がわかりづらいが、過去にロンドンで世界陸上大会が行われた時も、BBCがマスコット開発のプロセスに深く関与していた。財団の限られた予算の中で、マスコットをなるべく多くの方々に周知していくには、訴求力のあるテレビという媒体と協力するのが非常に有益だと考えている。

委員の
主な意見
(要旨)

委員の
主な意見
(要旨)

(案件 3 について)

○原澤委員

電気とガスとは競合関係にないように思われるが、これらを一つのカテゴリーにしてスポンサーの公募を行う理由や妥当性について教えてほしい。

⇒ 所管部

電気とガスについては、それぞれ個別に提供している事業者もあれば、両方とも提供している事業者もいる。こうした中で、より多くの事業者に入札参加してもらうことを考え、カテゴリーを分けずに一緒にすることとした。

○黒石委員

電気・ガスのスポンサー契約において供給優先権がないのは、世界陸上財団が直接、電気やガスの契約をしないからという理由からなのか。競技場が主体となって、イベントの電気やガス代を支払うということなのか。

⇒ 所管部

ご指摘のとおりで、財団は、大会期間中等に競技場で電気やガスを使用するが、これらは会場使用料の中に含まれるため、財団として電気やガスの供給契約を直接行うものではない。

(案件 4 について)

○黒石委員

スポンサーとして想定される事業者はどのような企業になるのか。

⇒ 所管部

想定している事業者は、医務室への人材派遣や医療物品等の調達が可能で、医務室を運営できる体制を構築できる事業者である。ただし、本契約の供給優先権は、医療室の運営に必要な物品等の調達に限られる。